

市有地貸付に係る
条件付一般競争入札実施要領
(募集案内書)

《令和 7 年度》

受付期間：令和 7 年 12 月 8 日（月）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで
入札日：令和 8 年 1 月 22 日（木）

三重県桑名市

グリーン資産創造課

* 貸付を希望される事業者はこの案内書を必ずお読みください。
* 入札に参加するためには事前に入札参加の申込みが必要です。

目 次

1	はじめに	1
2	貸付物件	1
3	貸付期間及び契約種別	1
4	契約締結までのスケジュール	1
5	契約上の主な条件	
1)	建物等解体条件	2
2)	貸付契約の内容及び条件	2
3)	貸付料	2
4)	禁止事項	2
5)	その他の注意事項	3
6	入札概要等	
1)	募集案内書の配布、参考資料の閲覧	4
2)	入札参加の申込み	4
3)	申込み資格	5
4)	入札保証金	5
5)	入札・開札	5
6)	契約の締結	8
7	現地見学会の開催（任意参加）	9
8	質問の受付と回答内容の公表	9
9	物件調書	10
10	位置図、現地写真	11
11	事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）	12
12	承諾書（既存建物解体について）	16

○様式

- (様式1) 一般競争入札参加申込書兼参加証
- (様式2) 誓約書
- (様式3) 市税滞納情報照会同意書
- (様式4) 委任状
- (様式5) 入札書
- (様式6) 普通財産長期貸付申込書

1 はじめに

桑名市では、次の市有地について条件付一般競争入札により貸付を行います。
なお、貸付にあたり、所在地に存する既存建物及び工作物の解体（落札者負担）が条件となります。
その他の条件についても、「5 契約上の主な条件」をご確認ください。
入札に参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申し込みください。

2 貸付物件

物件番号	所在地	公募面積	最低貸付料
1	桑名市大山田一丁目7番1	1811.99 m ²	月額96,029円

※物件の詳細については、本書に添付の「物件調書」を参照してください。

3 貸付期間及び契約種別

- ① 貸付期間は、30年～50年未満のうち借受人が希望する期間とします。
- ② 専ら事業の用に供する建物の所有を目的に、①に定める貸付期間を契約期間として、借地借家法第23条第1項に定める事業用定期借地権設定契約を締結します。
- ③ 原則として貸付期間の延長はできません。ただし、貸付期間終了時において双方の同意がある場合は、再契約を締結することも可能です。
- ④ 土地貸付開始および賃料の発生は、既存建物及び工作物の解体後、土地の造成工事及び建物建築工事着工日からとします。なお建物解体の承諾書の発行時点から2年以内に新築工事を開始しない場合、既存建物解体後であっても契約を解除するものとします。この場合において市は損害賠償の責は負わないものとします。

4 契約締結までのスケジュール

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 募集案内書の配布 | 令和7年12月8日～令和8年1月16日 |
| ② 入札参加の申込み | 令和7年12月8日～令和8年1月16日 |
| ③ 現地見学会の申込 | 令和7年12月8日～令和7年12月17日 |
| ④ 現地見学会 | 令和7年12月22日（予備日23日） |
| ⑤ 質問受付 | 令和7年12月8日～令和7年12月26日 |
| ⑥ 質問に対する回答 | 令和8年1月9日まで |
| ⑦ 入札・開札 | 令和8年1月22日 午後2時00分 |
| ⑧ 契約書の提出期限 | 令和8年1月29日 午後4時30分 |

5 契約上の主な条件

1) 建物等解体条件

- ① この土地の所在地上に存する建物および工作物すべてを、借受人の費用負担により、契約締結後1年以内に解体撤去を完了させてください。
- ② 解体工事を完了したときは、速やかに書面により本市に工事完了報告をし、双方が現地立会の上解体撤去を確認します。
- ③ 真にやむを得ない事由により解体工事期限の延長を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面により市に申し出を行い、承認を得てください。
- ④ 借受人は管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて建物等を使用しないでください。

2) 貸付契約の内容及び条件

- ① 当該貸付契約は、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく貸付です。
- ② 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とした土地の貸付を行い、事業用定期借地権設定契約を締結します。
- ③ 原則として、貸付地を転貸し又は賃借権を譲渡し若しくは信託することはできません。ただし事前に書面により本市に申し出て、本市の承認を得たときは、これをすることができます。
- ④ 建物及び工作物等の設置については、事業の用に供する設備に限り認めることとします。
- ⑤ 借受人は自己の責任と負担のもとで貸付地を適正に管理してください。
- ⑥ 事業に苦情等があった場合は、借受人の責において真摯に対応してください。
- ⑦ 貸付物件内は、適宜除草作業や清掃作業を実施するなど、施設の維持保全に努めてください。
- ⑧ 敷地内でトラブル等があった場合は、必要に応じて、速やかに桑名市に対し、報告書を提出してください。
- ⑨ その他使用に必要な経費等は全て借受人が負担してください。

3) 貸付料

- ① 本市の設定する最低貸付料（月額）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者の金額を貸付料（月額）とします。
- ② 貸付料は、年度ごとに本市が指定する方法により納付していただきます。
- ③ 契約開始時および終了時等の1ヶ月に満たない期間の貸付料については、その月の日割り計算とします。
- ④ 貸付料については、3年毎に双方協議の上、見直すものとします。

4) 禁止事項

貸付物件について、次のいずれかに該当する行為をすることはできません。

- ① 居住用建物の設置を伴う用途での使用。
- ② 廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途での使用。
- ③ 太陽光発電事業の用途での使用。
- ④ 振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等、本市が環境保全上不適切と認める用途での使用。
- ⑤ 風俗営業その他これに類する用途での使用。
- ⑥ 政治活動又は宗教活動の用途での使用。
- ⑦ 暴力団の事務所その他これに類する用途での使用。
- ⑧ 法令等の規制に違反する事業等の用途での使用。
- ⑨ 事業と関係のないものを設置すること。
- ⑩ 公序良俗に反する行為をすること。

⑪ その他桑名市が特に認めないと判断した行為をすること。

5) その他の注意事項

- ① 現状有姿の貸付であり、物件の引き渡しは現状のままで行います。
- ② 契約締結後、本市は貸付物件について地中埋設物及び土壤汚染、その他一切の責任を負いません。
- ③ 建物の建築及び設備の設置にあたっては、都市計画法、建築基準法及び三重県、桑名市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。また、関係機関及び地元関係者等との協議・調整は借受人（事業者）の責において十分に行ってください。
- ④ 契約終了時には、借受人が自己の責任と負担のもとで更地にして返還してください。ただし、本市が工作物等（フェンス、舗装等）の残置を認めるときは、当該工作物等の所有権を本市に帰属させたうえで、返還を認めるものとします。
- ⑤ 事業用地の利用状況等を確認するため、桑名市職員が実地調査又は報告書の提出を求める場合があります。この場合、借受人（事業者）は協力をしてください。
- ⑥ 当該地を改変する場合は施工図面等を市に提出してください。
- ⑦ 桑名市は、敷地内の管理運営に関し一切の責任を負いません。

6 入札概要等

1) 募集案内書の配布、参考資料の閲覧

【配 布 期 間】 令和7年12月8日（月）から 令和8年1月16日（金）まで

【配 布 時 間】 午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

【配 布 場 所】 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 グリーン資産創造課（桑名市役所3階）

【参 考 資 料】 (参考資料1) 土地の全部事項証明書

(参考資料2) 土地の公図

(参考資料3) 既存建物の設計資料

(参考資料4) 既存建物のアスベスト調査記録

※参考資料は閲覧のみとなります。配布はいたしませんのでご了承ください。

※本書及び参考資料は、桑名市ホームページ内の「桑名市からのお知らせ」からダウンロードできます。

【お問合せ先】

桑名市役所 グリーン資産創造課

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

電話 0594-24-1217（直通） FAX 0594-24-6312

E-mail greenm@city.kuwana.lg.jp

2) 入札参加の申込み

次項の【申込み(提出)書類】に示す書類を全て揃えて次のとおり申込んでください。

なお、申込みは直接持参による方法のみとします（郵送不可）。

【申 込 期 間】 令和7年12月8日（月）から 令和8年1月16日（金）まで

【申 込 時 間】 午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

【申 込 場 所】 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 グリーン資産創造課（桑名市役所3階）

【提 出 書 類】

次に掲げる書類①～⑤を全て揃えて申込んでください。

① 一般競争入札参加申込書兼参加証（様式1）

・代理人の方が入札される場合は、入札当日に委任状が必要になります。

・申込み受付後、一般競争入札参加申込書兼参加証の写し（桑名市受付印を押印したもの）を直ちに交付します。この写しは、大切に保管し入札当日に必ず持参してください。

② 誓約書（様式2）

③ 市税滞納情報照会同意書（様式3）

④ 法人登記簿謄本又は代表者事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）

⑤ 印鑑証明書（個人の場合は、印鑑登録証明書）（発行後3ヶ月以内のもの）

⑥ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類

・法人の場合、国税の納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください。

※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

3) 申込み資格（入札参加資格）

申込み資格（入札参加資格）

- (1) 申込者は次の【申込みのできない方】に該当する方を除き参加できます。
- (2) 2名以上の共有名義で参加することもできます。なお、共有名義で参加する場合は、うち1名を代表者としてください。

【申込みのできない方】

次の①から⑦のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- ①当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ②次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 桑名市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 桑名市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が桑名市と契約を締結すること又は桑名市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定により、桑名市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく桑名市との契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者並びに同法第32条第1項各号に掲げる者
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- ⑤地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する桑名市の職員
- ⑥法人にあっては、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。）及び桑名市税について滞納がある者。
- ⑦個人にあっては、桑名市税（連帯納税義務者となっているものを含む。）及び桑名市税に係る延滞金を滞納している者

4) 入札保証金

免除とします。

5) 入札・開札

入札及び開札は次に示すとおり実施します。なお、地震、気象状況等の事情により予告なく入札日を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

【日 時】 令和8年1月22日（木）午後2時00分

【場 所】 桑名市役所4階第1会議室（入札室）

【受 付】 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から入札場所で行います。入札開始時刻までに受付をお済ませください。

代理人の場合は、委任状（様式4）を提出してください。

入札開始時刻を過ぎた場合は入札に参加できませんのでお早めにご来場ください。

入札会場に入室できる人数は、3名までとさせていただきます。

【当日持参していただくもの】

- ① 一般競争入札参加申込書兼参加証の写し（申込み受付後に交付した桑名市受付印を押印したもの）
- ② 委任状（様式4）（代理人の方が参加される場合のみ必要）
法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札される場合、又は共有名義で代表者の方が入札に参加できない場合には、委任状が必要です。
- ③ 入札書（様式5）
本書に添付の様式を用いてください。 当日、入札会場でお渡しすることができますが、この場合、印鑑登録印（個人：実印、法人：社印及び代表者印）をお忘れのないようご注意ください。
- ④ 封筒（入札書を封入する封筒）
封筒の大きさ、色などの指定は特にありません。
- ⑤ 印鑑（代表者印又は代理人印）
- ⑥ 筆記用具（黒または青のボールペンまたは万年筆）
※印鑑及び筆記用具は必要に応じて持参してください。

【入札にあたっての注意事項】

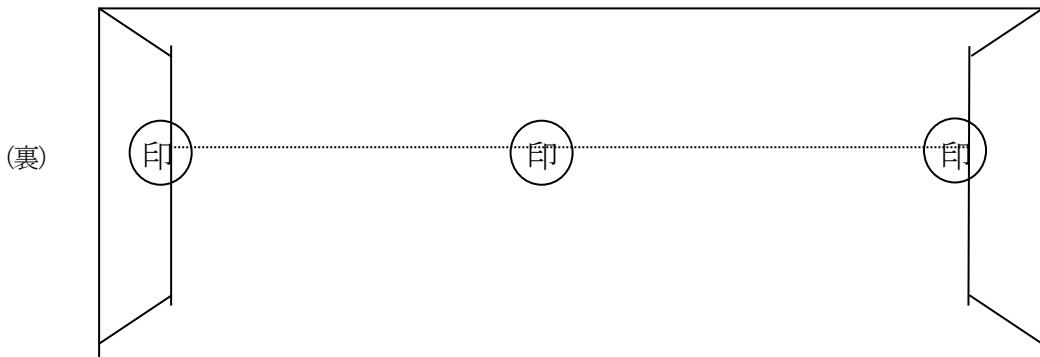
- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑登録印（実印）を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人印」に限る。）も必ず押印してください。
なお、法人の場合は、代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- (2) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 入札において使用する通貨単位は、日本円通貨（「円」）に限ります。
- (4) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回することはできません。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき、又は委任状を提出していない代理人が入札をしたとき
 - ② 指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき
 - ③ 所定の入札書以外で入札したとき
 - ④ 最低貸付料を下回る価格で入札したとき
 - ⑤ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
 - ⑥ 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人印と異なる印鑑が押印されているとき
 - ⑦ 入札金額の記載に訂正があるとき
 - ⑧ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な入札のとき
 - ⑨ 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札をしたとき
 - ⑩ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理を兼ねたとき
 - ⑪ 入札に際して連合等の不正行為があったとき
 - ⑫ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき
 - ⑬ その他市有地売買一般競争入札実施要領に違反する入札をしたとき

【入札書の記入について】

- ① 入札価格は1ヶ月の貸付料（消費税非課税）を記載してください。
- ② 入札価格の訂正は、訂正印があっても無効となります。
- ③ 入札日当日の年月日の記入がない場合は無効となります。
- ④ 代理人が入札に参加する場合は、入札申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑登録印を押印し、その後に続けて代理人の住所・氏名を記入し、委任状に使用した代理人印を押印してください。
- ⑤ 封筒には入札書のみを入れて封印し、封筒の表面に次の例のとおり記入・押印のうえ投函してください。（印鑑は入札書に押印した印鑑登録印）

【例】

(表)	桑名市長 様 入札書在中 物件番号：1 賃付物件の所在地：桑名市大山田一丁目 7番地1 <hr/> 住所（所在地） ○○○○○○○○○○ 氏名（法人名・代表者名） ○○○○	印
-----	---	---



- ※ 個人の場合は、印鑑登録印（実印）を押印してください。
- ※ 法人の場合は、社印及び代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- ※ 上記の封筒はあくまでも例です。使用する封筒に応じて、封函（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。

【開札・落札者の決定】

開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

また、落札者は次の方法により決定します。

- ① 桑名市が事前に定めた最低賃付料以上で、かつ最高の賃付料をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- ③ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名及び落札金額をその場で入札者にお知らせします。なお、入札結果については、その内容（物件の所在地、落札金額、落札者等）をホームページ等で公表する場合があります。
- ④ 落札者の決定後であっても、誓約書の内容に違反があるなど正当な入札でないことが認められたときは、落札者の決定を取り消す場合があります。

- ⑤ 契約締結までの間に落札者の決定を取り消した場合は、予定価格以上で次に高い価格をもって入札した方を新たな落札者として決定します。

6) 契約の締結

【書類の提出】

- ① 提出期限 令和8年1月29日（木）午後4時30分まで
② 提出場所 桑名市役所 グリーン資産創造課（桑名市役所3階）

※必要な書類等については、落札後ご連絡します。

【印紙代金】

契約書に200円の収入印紙が必要になりますのでご用意ください。

【注意事項】

- ① 契約は、本書に添付の「事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）」及び「承諾書」により締結します。事業用定期借地権設定契約締結の公正証書は、後日落札者にて作成していただきます。なお公正証書の作成にかかる費用（手数料、印紙代等）は落札者の負担となります。
- ② 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- ③ 契約の締結その他この契約に関する一切の費用は落札者の負担になります。
- ④ 契約に伴う契約保証金は免除します。
- ⑤ 契約の締結にあたっては、普通財産長期貸付申込書（様式5）を提出していただきます。
- ⑥ 落札者が、その落札した貸付物件を契約上の条件に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合があります。
- ⑦ 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合は、当該契約の内容を引き継ぐものとします。

7 現地見学会の開催（任意参加）

当該施設の概要等について、入札の参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。参加を希望される方は、受付期間中に以下の申込フォームよりお申し込みください。

① 申込フォーム

フォームURL <https://logoform.jp/form/XAEm/1330036>

② 申込受付期間

令和7年12月8日（月）～令和7年12月17日（水）

③ 見学会日程

令和7年12月22日（月）【予備日23日】 午前10時 現地集合

現地見学会実施時に質問の受付は致しかねます。「8質問の受付と回答内容の公表」の質問フォームからお問い合わせください。

なお、敷地外からは常時自由にご覧いただけます。近隣住民の迷惑にならないようご留意ください。

8 質問の受付と回答内容の公表

下記期間で質問を受付します。以下のフォームよりお願いします。

電話等質問フォーム以外の手段での質問は、一切受付しませんのでご了承ください。

① 質問フォーム

フォームURL <https://logoform.jp/form/XAEm/1330045>

② 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月26日（金）まで

③ 回答内容の公表

令和8年1月9日（金）までの間に随時公表

④ 公表場所

桑名市ホームページ（質問者は伏せて公表します）

物 件 調 書

<物件番号1>

所在地	桑名市大山田一丁目7番1															
土地	地 積	登記簿 1811.99 m ²	地 目	登記簿 宅地 現 態 宅地	土地の 状 況	—										
建 物	規 模	1階 390.25 m ² 2階 132.23 m ² 延床面積 522.48 m ² (設計図上)	構 造	主体：鉄筋コンクリート造 屋根：陸屋根	建築年	昭和57年 (未登記)										
接面道路	南側 県道桑名東員線(幅員:約22m)															
法令等による制限	都市計画区域	区域内		用 途 地 域	近隣商業地域											
	建 ぺ い 率	80%		容 積 率	200%											
	高 度 規 制	なし		防 火 指 定	なし											
	その他の主な規制	建築基準法第22条区域 砂防指定地 ヒメタイコウチ(タイプII)														
私道負担	なし															
供給処理施設		配管等の状況	備 考	照会先及び連絡先												
	電 気	—	—	各小売り電気事業者												
	上 水 道	南側及び東側道路	南側道路より引込済	桑名市上下水道部 お客様総合センター 0594-24-1260												
	公共下水道	南側及び東側道路	東側道路より引込済													
	都 市 ガ ス	あり	南側道路より引込済	各ガス小売事業者												
公共施設	小 学 校	大山田北小学校														
	市民センター	大山田地区市民センター														
交通機関	三岐鉄道北勢線 星川駅より約2.3km 三重交通路線バス センター前(桑名市)より約110m															
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・北側隣接地との間に、最大高低差約3.5mの擁壁敷を含みます(本物件側が高い)。 ・貸付地について、土壤汚染状況調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っていません。借受人が土地使用に当たって土壤汚染、地下埋設物等を発見した場合、借受人の責任と負担のもとで必要な措置を講じてください。 ・貸付物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をし、土地利用計画に合わせた適切な処置を、落札者の負担と責任で行ってください。 ・敷地外からは常時自由にご覧いただけます。近隣住民の迷惑にならないようご留意ください。 															

位置図（【物件番号 1】桑名市大山田一丁目 7 番 1）



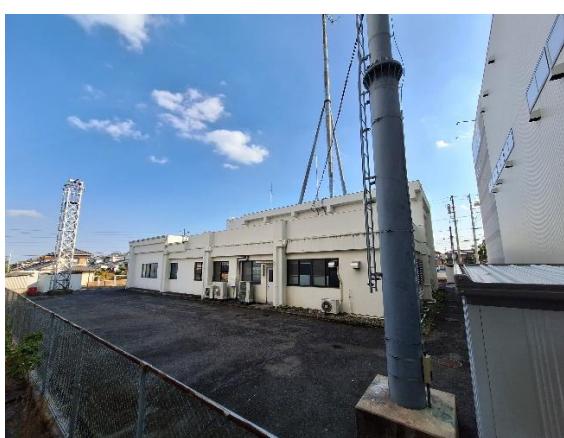
建物南側（正面）



建物東側法面（所在敷地に含む）



建物北側



建物北側擁壁



ここまで敷地内

その他工作物（例）



その他工作物（例）



その他工作物（例）



その他工作物（例）



その他工作物（例）



その他工作物（例）



その他工作物の写真は一部の例です。他に掲示板や看板等もあります。

事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）

貸付人 桑名市 と 借受人 とは、次の条項により市有財産の事業用定期借地権の設定のための覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

なお、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく、事業用定期借地権設定契約（以下「本契約」という。）は、本覚書に定める条項を内容とする公正証書を作成するものとする。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 事業用定期借地権を設定する物件は、次のとおり。

所 在	区 分	公簿面積	備 考
桑名市大山田一丁目7番1	土地	1811.99 m ²	

2 本件土地の事業用定期借地権については、法第9条及び法第16条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、法第13条に基づく建物の買取りの請求をすることはできない。

（指定用途）

第3条 借受人は、貸付物件を申込書に記載した使用用途（○○○○用地）の建物を所有するために使用し、変更又は廃止する場合は、事前に書面により貸付人に申し出て、承認を得なければならぬ。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、土地造成工事及び建物建築工事着工日から○○年間とする。

なお、借受人は着工開始前に、着工日を書面により貸付人に届け出なければならない。

2 本契約の期間満了に伴う更地工事期間は、貸付期間に含むものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、月額 円（消費税非課税）とする。

2 貸付期間に1月末満の端数があるときは、その月の日割り計算によるものとする。

（貸付料の納付）

第6条 前条第1項に定める貸付料は、貸付人の指定する期限までに納入しなければならない。

（延滞金）

第7条 借受人は、貸付料を貸付人が納入通知書で定める納付期限までに納付しないときは、桑名市公有財産管理規則第37条第2項の規定に基づき算出した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第8条 第5条第1項に規定する賃料は、その増減について3か年毎に双方協議の上、これを改定することができる。

2 貸付人は、経済事情の変動、関係法令等の改廃、その他の事情により第5条第1項に規定する貸付料の額が不相当と認めるときは、借受人に対して当該貸付料の増額を請求することができる。この場合、借受人は改定された貸付料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第9条 本契約に係る契約保証金は免除する。

（瑕疵担保）

第10条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求並びに契約の解除をすることはできない。

(使用上の制限)

第11条 借受人は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他の工作物について、増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 借受人は、次の各号に掲げる用に貸付財産を使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の事務所又はこれに類する施設の用

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

(権利譲渡等の禁止)

第12条 借受人は、本件土地に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、事前に書面により貸付人に申し出て、貸付人が承諾したときは、この限りではない。

(実地調査等)

第13条 貸付人は、貸付物件について隨時その使用状況を実地に調査し又は参考となるべき資料、その他の報告を求めることができる。この場合において、借受人は調査等を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(本契約の解除等)

第14条 貸付人は、次に掲げる各号のいずれかの事情が生じたときは、本契約を解除することができる。

(1) 本覚書締結日から2年以内に土地造成工事及び建物建築工事着工工事を開始しないとき。

(2) 借受人が貸付料の納付を3ヶ月以上遅延したとき。

(3) その他、借受人が本契約に定める義務に違反したとき。

2 借受人は、前項の規定により本契約を解除された場合で、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(更地返還)

第15条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、本件土地に存する建物その他工作物を収去し、更地で貸付人に返還しなければならない。

2 前項に規定する返還の期日は、貸付期間の満了に伴う場合は貸付期間内、また本契約の解除による場合は、貸付人が指定する日とする。

(損害賠償)

第16条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、借受人の負担において原状に回復したときはこの限りではない。

(有益費等の償還請求権の放棄)

第17条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了し、本契約が更新されない場合又は第14条の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、借受人が支出した必要費及び有益費等について、貸付人に対してその償還等の請求することができない。

(本契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用（公正証書作成にかかる費用を含む）は、

借受人の負担とする。

(図面等の提出)

第19条 借受人は、貸付物件に設置する設備及びその他付帯設備について、その図面等を施工前に貸付人に提出するものとする。

2 前項により提出した図面等に変更が生じた場合、借受人は速やかに新たな図面等を貸付人に提出するものとする。

(貸付物件等の維持保全義務)

第20条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件及び貸付物件に設置する設備、その他付帯設備の維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の適宜除草作業を実施するなど、その維持保全に努めなければならない。なお、これに必要な一切の費用は、借受人の負担とする。

3 貸付物件に設置した設備及びその他付帯設備については、定期的に保守点検を実施するなど適正な保全管理に努めなければならない。

(報告及び届け出)

第21条 借受人は、天災その他の事由によって貸付物件に異常が生じたときには、速やかに貸付人に報告しなければならない。

2 借受人は、次に掲げる各号のいずれかの事情が生じたときは、速やかに貸付人に届け出なければならぬ。

(1) 住所、名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生等があったとき。

(3) 合併等により解散するとき。

(法令の遵守)

第22条 借受人は、関係法令（桑名市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(近隣住民等との協議等の対応)

第23条 事業に伴う苦情等については、借受人の責任において真摯に対応し、必要に応じて近隣住民との協議、調整等を自らの責任で行うとともに、十分な注意をもって本件土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人と借受人とが協議して決定する。

(専属的合意管轄)

第25条 貸付人及び借受人は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、貸付物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、貸付人及び借受人の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 住 所 桑名市中央町二丁目37番地

氏 名 桑名市長 伊藤徳宇 印

借受人 住 所

氏 名 印

承 諾 書

氏 名

桑名市は下記物件について、貴社の負担での解体を承諾いたします。

1 物件（大山田分署）

所在地	桑名市大山田一丁目 7 番 1		
施設名	桑名消防署大山田分署		
建築年・構造	昭和 57 年建築 鉄筋コンクリート造	床面積	1 階 : 390.25 m ² 2 階 : 132.23 m ² 延床 : 522.48 m ²
その他	所在地上にある構造物すべて		

令和 年 月 日

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市長 伊藤 徳宇

(様式1)

桑名市受付印

一般競争入札参加申込書兼参加証

桑名市所有の下記物件を借り受けたいので、当該市有地貸付に係る条件付一般競争入札に参加いたたく、ここに申し込みます。

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長 様

申込者（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

(共有名義で申し込まれる場合)

住 所

氏 名

印

電話番号

住 所

氏 名

印

電話番号

物 件 番 号	1
貸付物件の所在地	桑名市大山田一丁目 7番1
使用用途	
建築予定期間	

- ※ 印鑑は代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込まれる場合は、申込者（代表者）の欄に入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所、氏名及び電話番号を記入してください。
- ※ 法人の場合は、氏名欄に商号又は名称及び代表者名を記入してください。
- ※ 本書には下記の書類を添付してください。なお、共有名義で申し込まれる場合は、全ての方の書類が必要となります。
 - (1) 許約書（様式2）
 - (2) 市税滞納情報照会同意書（様式3）
 - (3) 法人登記簿謄本又は代表者事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
 - (4) 印鑑証明書（個人の場合は、印鑑登録証明書）
 - (5) 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類
- ※ 申込み受付後に交付する本書の写し（桑名市受付印を押印したもの）は、入札当日に必要ですので大切に保管してください。

(様式2)

誓 約 書

物件番号：1

貸付物件の所在地：桑名市大山田一丁目7番1

私は、桑名市が実施する市有地貸付に係る条件付一般競争入札への参加にあたり、次の事項を誓約します。

- 私は、市有地貸付に係る条件付一般競争入札実施要領の6入札概要等の【3）申込み資格（入札参加資格）】に記載する事項を全て満たします。
- 私は、一般競争入札実施要領の5契約上の主な条件【建物解体等条件（落札者負担にて解体）、貸付契約の内容及び条件、貸付料、禁止事項、その他の注意事項】を確認し、すべて承知したうえで参加します。
- 私は、当該入札に際し、一般競争入札実施要領、契約条項及び法令上の規制等すべて承知のうえで参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。
- 落札した貸付物件の活用にあたっては、入札参加申込書の記載の使用用途にて使用し、その他の用途には使用しません。また当該貸付物件については法令上の制限を遵守します。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合は、桑名市の指示に従います。

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者（代表者）

住 所

氏 名

印

(共有名義で申し込まれる場合)

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

※ 印鑑は代表者印（印鑑登録印）を押印してください。

※ 法人の場合は、氏名欄に商号又は名称及び代表者名を記入してください。

(様式3)

市税滞納情報照会同意書

私は、桑名市が実施する下記の市有地貸付条件付一般競争入札の参加に当たり、同入札資格の判定の目的において、桑名市が私の市税（私が連帯納税義務者となっているものと含む。）及び市税に係る延滞金の滞納に関する情報を照会・確認することに同意します。

年　月　日

（宛先）桑名市長

物件番号	入札参加を希望する物件の所在地
1	桑名市大山田一丁目7番1

申込者（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

（共有名義で申し込まれる場合）

住 所

氏 名

印

電話番号

住 所

氏 名

印

電話番号

※1 印鑑は、代表者印（印鑑登録印）を押印してください。

2 共有名義で申し込まれる場合は、申込者（代表者）の欄に入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

3 法人の場合は、氏名欄に商号又は名称及び代表者名を記入してください。

(様式4)

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者(委任者)

住 所:

氏 名:

印

住 所:

氏 名:

印

住 所:

氏 名:

印

私は、下記の者を代理人と定め、桑名市が執行する市有地貸付に係る条件付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件番号: 1

貸付物件の所在地: 桑名市大山田一丁目 7 番 1

記

代理人 住 所:

氏 名:

印

※ 入札申込者(委任者)の印鑑は、必ず代表者印(印鑑登録印)を押印してください。

※ 代理人の印鑑は、代理人の方が入札時に使用する印鑑を押印してください。(代理人は入札において、この印鑑以外は使用できません。)

※ 共有名義で申込みの場合、代表者の方が参加できない場合は、委任状が必要となります。

(様式5)

入札書

入札価格 (月額)	百万	千	円

物件番号	1
賃付物件の所在地	桑名市大山田一丁目 7番1

上記金額で、市有地貸付に係る条件付一般競争入札実施要領に示す条件
によって借り受けたいので入札します。

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者

住所
(所在地)

氏名
(法人名・代表者名)

印

代理人

住所

氏名

印

- (注) 1 この入札書は1件ごとに作成し、黒又は青のインクで記入すること。
2 入札者の印鑑は、代表者印（印鑑登録印）を押印すること。
　なお、代理人が入札する場合は、申込者の住所・氏名（印鑑登録印を押印）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人印を押印すること。
3 金額の訂正は認めません。（誤記の場合は、用紙の再交付をお申し出ください。）
4 入札価格はアラビア数字とし、通貨単位は、日本円通貨（円）に限ります。
5 最初の数字の前に￥を記入すること。
6 入札価格は賃付料の月額（消費税非課税）を記載すること。

(様式6)

普通財産長期貸付(更新)申込書

令和 年 月 日

(宛先) 桑名市長

(申込者)

住 所

氏 名

印

電話番号

普通財産の貸付け(更新)を受けたいので、桑名市公有財産管理規則第38条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

1 借りようとする普通財産

名 称 大山田一丁目地内市有地

所在地 桑名市大山田1丁目7番1

明 紹 1811.99m²

2 借用の目的及び理由

3 借用したい期間

から

まで

4 その他